

平成 13 年 10 月 22 日
照会先：医薬局血液対策課
西田、林（内線 2905、2908）

欧洲居住歴を有する者からの献血受入制限について

本日開催された薬事・食品衛生審議会血液事業部会安全技術調査会において、以下のとおり了解された。

1 従来の措置

血液を介した変異型クロイツフェルトヤコブ病（以下「vCJD」という。）の発症はこれまで世界的に報告されておらず、輸血による vCJD 発症の可能性は科学的に未知であるが、理論的な感染のリスクを減らすため、当分の間の予防措置として、以下のとおり、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）が多数発生している国など欧州 7か国に一定期間以上滞在した者からの献血を断っている。

(1) 対象国

以下に該当する英國、アイルランド、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガル

- ① ヒト vCJD が発生している国
- ② ウシ BSE が相当数発生している国
- ③ ウシ BSE 発生数が増加傾向にある国

(2) 対象者

昭和 55 年以降、上記 7 か国に通算 6 か月以上滞在したことがある者

2 新しい措置

欧州における最近のウシ BSE 発生状況を踏まえ、以下の措置を新たに講ずる。

(1) 上記①～③の考え方を踏まえ、ウシ BSE 発生数が増加傾向にある以下の 3 か国を、対象国に追加する。

ベルギー、オランダ、イタリア

(2) 欧州全体について、状況に関する資料等を収集の上、献血受入制限対象を拡大することに関し早急に検討する。

3 実施時期

今回の措置はなるべく早く実施することとし、具体的期日は事務局において調整する。